

後期高齢者医療制度のお知らせ

75 歳以上の人と、一定の障害があると認定された 65 歳以上の人へ

8 月 1 日から後期高齢者医療資格確認書（旧保険証）が変わります

◇新しい資格確認書は、7 月末までに被保険者へ郵送します。

高齢者医療係
055-934-4728

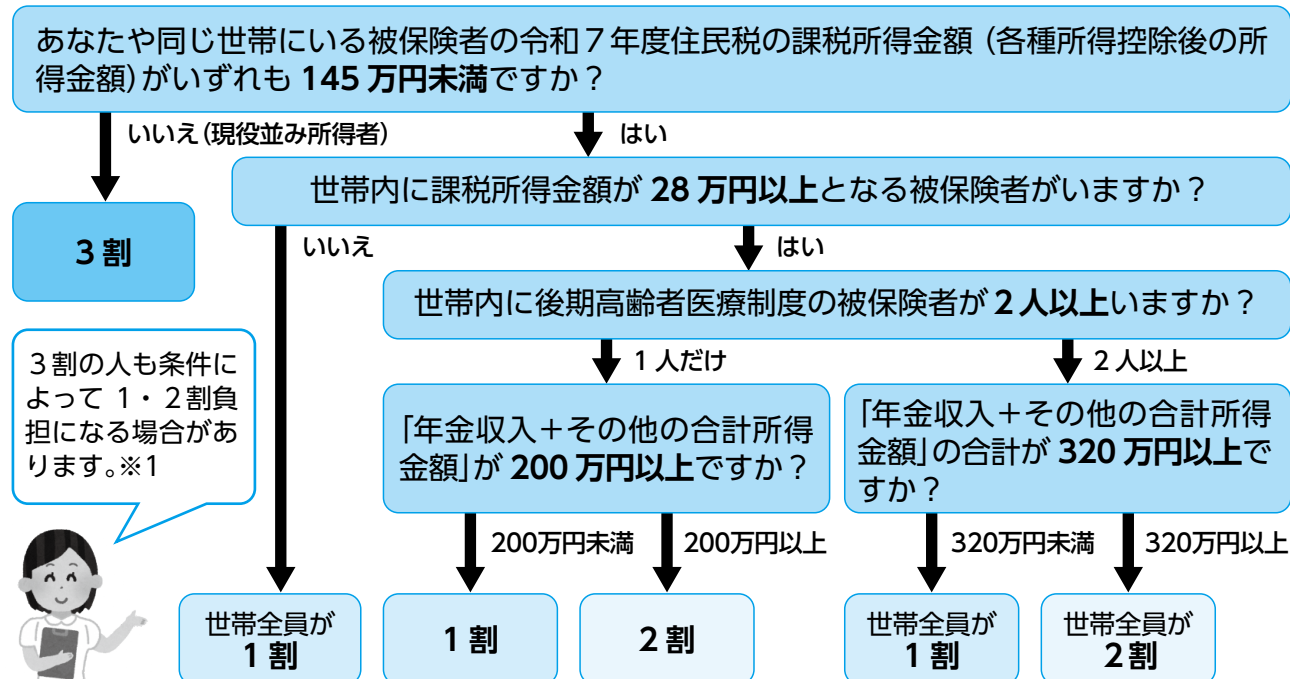
- 新しい資格確認書の色は【オレンジ色】です。
- 現在使用されている保険証ないし資格確認書（緑色）は、8 月 1 日以降は使用できなくなります。
- 新しい資格確認書が届いたら、住所、氏名、生年月日、性別、負担割合（医療機関にかかるときの自己負担）（1 割・2 割・3 割）を確認してください。
- 負担割合は、令和 6 年中（1 月から 12 月まで）の所得金額で判定されるため前回と割合が異なる場合があります。

後期高齢者の資格確認書に関する暫定的な運用について

令和 6 年 12 月 2 日以降、原則として、医療機関等受診の際は「マイナ保険証」をご利用いただくことになりましたが、後期高齢者医療制度の皆様は、国からの通達に基づき、暫定的に以下のとおりの運用となります。

- 「マイナ保険証」の有無に関わらず、申請なしで、令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで使える「資格確認書」をお届けします。「マイナ保険証」の利用が難しい方も、「資格確認書」でご自身の自己負担割合にてこれまでどおり医療を受けられます。医療機関等には「マイナ保険証」か「資格確認書」のいずれかを提示してください。

負担割合の判定方法（医療費の自己負担額… 1 割・2 割・3 割）



※1 3 割の方で下表のいずれかに該当する場合は、負担割合は「1 割」または「2 割」に変更されます。

後期高齢者医療制度の被保険者数	3 割（現役並み所得者）の対象外となる判定基準
世帯に 1 人	収入額が 383 万円未満である
世帯に 1 人	同じ世帯に 70 歳～74 歳の世帯員がいる場合、その方と本人の収入合計額が 520 万円未満である
世帯に 2 人以上	収入合計額が 520 万円未満である

決定通知書・納付書を8月中旬に郵送します



年金天引き
または口座振替で保険料を納める人



納付書等で保険料を納める人

令和6年の1月から12月までの所得金額に基づいて令和7年度の保険料を決定し、8月中旬に決定通知書を郵送します。既に仮徴収で年金天引きにより保険料を納めている人は、決定した令和7年度保険料全体からこれまでに納めた額(4月・6月・8月の天引き分)を差し引いた額を、10月・12月・2月に年金天引きで納めていただきます。

保険料の決め方

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、個人の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。令和7年度の保険料率等(静岡県内は一律)は、右記のとおりです。

所得割率	9.49%
均等割額	47,000円

【計算方法】所得割額 + 均等割額 = 年間保険料(賦課限度額80万円)

☆「所得割額」=(令和6年の総所得金額等-43万円)×9.49%

◇均等割額の軽減内容が変わります

世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	軽減の割合 (参考均等割額)
①43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円以下のとき	7割(14,100円)
②43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(30.5万円×世帯の被保険者の数)以下のとき	5割(23,500円)
③43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(56万円×世帯の被保険者の数)以下のとき	2割(37,600円)
①・②・③ 以外	軽減なし(47,000円)

後期高齢者の健康診査は無料で受けられます

後期高齢者の健康診査は、国民健康保険の特定健診と同じ内容です。健診期間は10月31日までです。詳細は8ページをご覧ください。

また、健康診査を受診し、血糖値や血圧値等において医療機関の早期受診が必要な方には、保健師や看護師等の専門職が家庭訪問をして結果をお渡しします。